

令和3年度三川町住宅取得支援事業

安全で安心して暮らせる活力あるまちづくりを推進するために、町内に定住を目的として住宅を建設又は取得する方に対し、費用の一部を補助します。

補助の対象となる住宅

1. 町内において、自ら居住するために建設又は取得する一戸建て住宅
2. 事業費が100万円以上の住宅
3. 中古住宅については、昭和56年6月1日以降に建設された住宅。それ以前の住宅については、耐震補強(耐震診断の総合評定が1.0以上)された住宅

補助の対象者

補助の交付対象者は、本町に定住することを目的として住宅を建設又は取得する方で、次のいずれにも該当する方が対象者となります。

1. 令和4年2月10日までに建設又は取得する住宅に転入し居住する方
2. 令和4年2月10日までに実績報告書を提出できる方
3. 申請日において、交付対象者及びその者と同一世帯に属する者全員が直近の市区町村が課税した地方税に滞納がないこと。

補助の内容

1. 住宅の建設又は新築住宅の取得
 - ① 住宅の建設又は新築住宅の取得に係る費用に対し、100分の2を乗じて得た額(限度額20万円)を補助
 - ② 町内業者と契約締結する場合、100分の3(限度額30万円)を加算し補助

【参考】20,000,000円で住宅を建設又は新築住宅を購入した場合の計算例

- ① 住宅の新築工事又は新築住宅を購入した場合の補助金
 $20,000,000 \text{円} \times 2/100 = 400,000 \text{円} \Rightarrow \text{限度額 } 200,000 \text{円}$
- ② 町内業者と契約締結した場合の加算額
 $20,000,000 \text{円} \times 3/100 = 600,000 \text{円} \Rightarrow \text{限度額 } 300,000 \text{円}$
補助金合計 ①+②=500,000円

2. 中古住宅の取得

- ① 中古住宅の取得にかかる費用に対し、100分の1を乗じて得た額（限度額10万円）を補助
- ② 町内業者と契約締結する場合、100分の1.5（限度額15万円）を加算し補助

【参考】15,000,000円で中古住宅を購入した場合の計算例

- ① 中古住宅を購入した場合の補助金
 $15,000,000 \text{円} \times 1/100 = 150,000 \text{円} \Rightarrow \text{限度額 } 100,000 \text{円}$
 - ② 町内業者と契約締結した場合の加算額
 $15,000,000 \text{円} \times 1.5/100 = 225,000 \text{円} \Rightarrow \text{限度額 } 150,000 \text{円}$
- 補助金合計 ①+②=250,000円

※ 上記補助金額の算定に当たっては、千円未満の端数は切り捨てるものとします。

申請書受付期間

申請書の受付期間は、令和3年5月6日から令和4年1月31日とし、三川町役場の開庁時間内に受け付けます。ただし、申請額が予算額に達し次第、終了となります。

補助金の申込・問合せ先

三川町建設環境課建設係

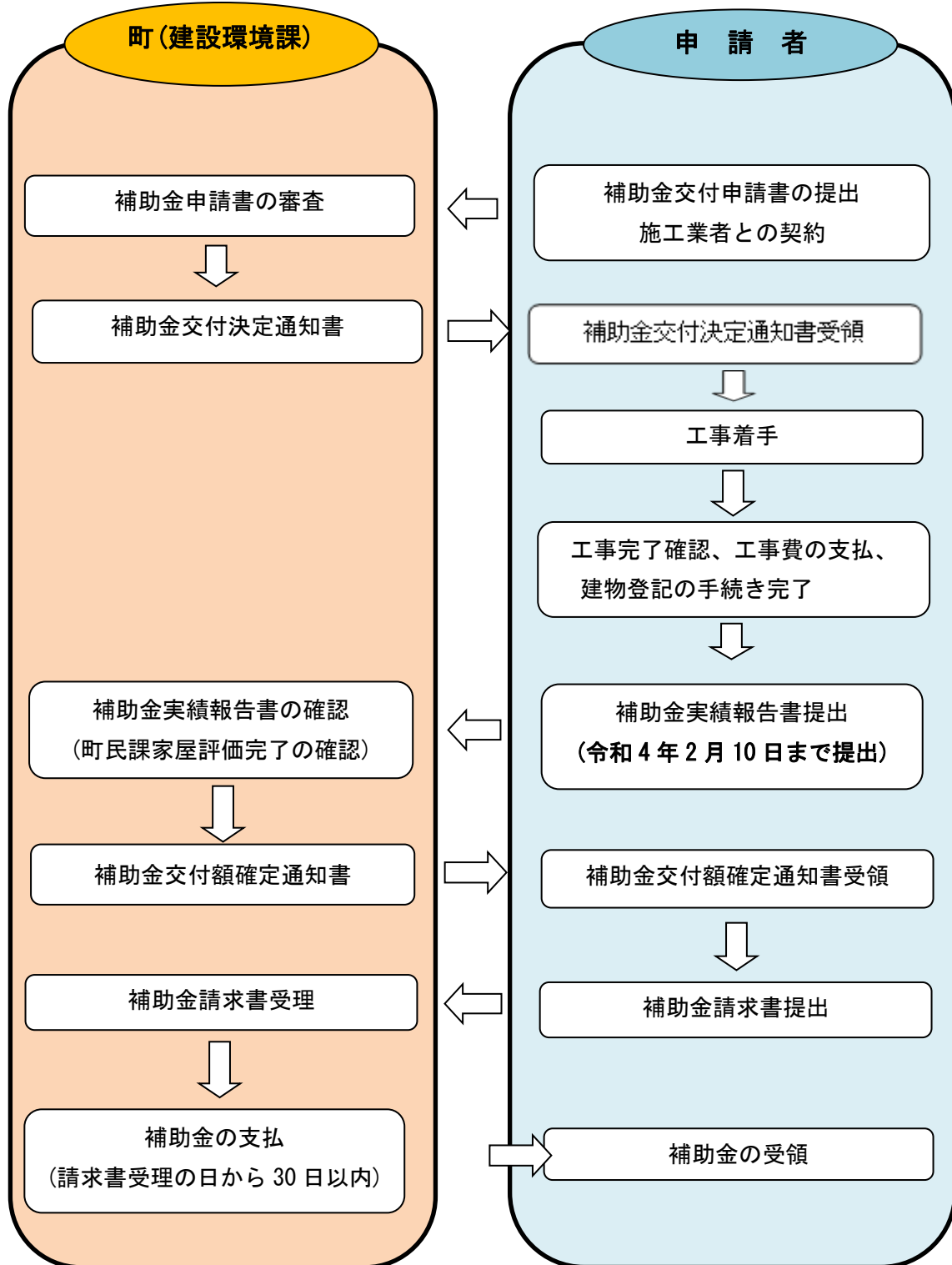
電話 0235-35-7035

Fax 0235-66-3139

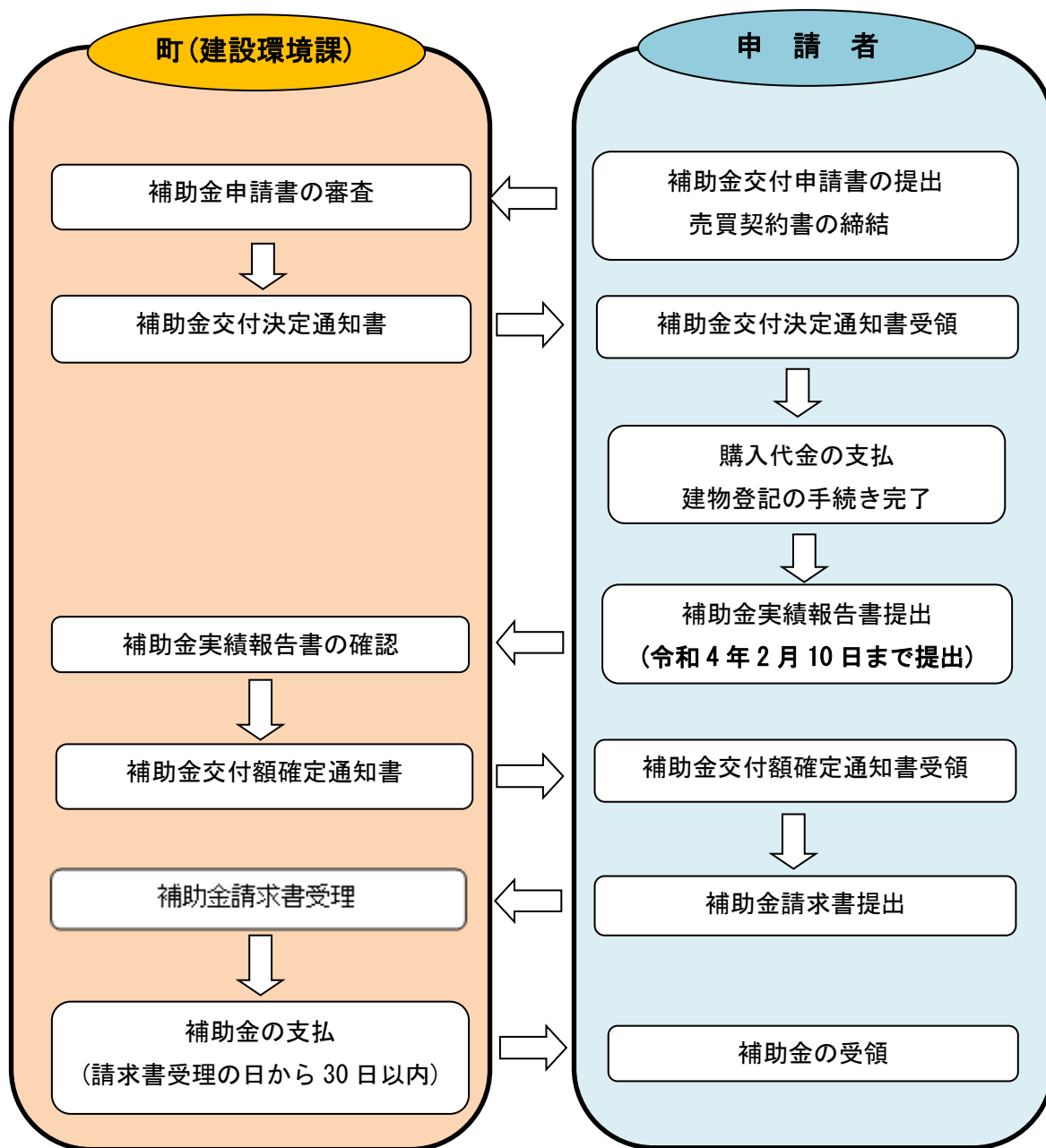


住宅取得支援事業費補助金の手続きの流れ

住宅の建設（新築又は建替え）



新築住宅・中古住宅の購入



※ 補助金交付申請書提出前に、事前の打ち合わせをお願いいたします。

※ 申請者以外の方が申請書等を提出される際は、委任状を提出してください。

